

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】

- ※ 東証は、2026年7月に独立性基準等の見直しを実施しました。当該見直しの内容は、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日以後順次適用されますが、適用前において見直し前の基準等を参照される場合は、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項（2025年4月改訂版）」をご覧ください。

I. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

1. 制度の趣旨・独立役員とは

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、上場規程の企業行動規範（第4章第4節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定しています。独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

独立役員制度は、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した役員を1名以上確保することを上場会社に義務づけるものです。

- ※ 上場規程の企業行動規範の「遵守すべき事項」では、上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならない旨を定めています（上場規程第437条の2）。また、コーポレートガバナンス・コード（原則4-10）では、独立社外取締役の選任について、プライム市場上場会社においては少なくとも3分の1以上を、その他の市場区分の上場会社においては少なくとも2名以上を選任すべきであるとしていますが、これは上場会社にそれらの割合・人数の独立社外取締役の選任を義務づけるものではありません。「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法の下、「実施しない理由」を説明することにより、当該原則を実施しないことも想定されています（プライム市場上場会社においては3分の1以上、その他の市場区分の上場会社においては2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合には、その理由の説明が求められることになります。）。

- ※ 独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありません。

2. 独立役員の確保に係る企業行動規範

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【上場規程第436条の2】

上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければなりません。

【上場規程第445条の4】

上場会社は、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

【施行規則第436条の2】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保することが義務づけられています。加えて、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとされています。

また、独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、東証への「独立役員届出書」の提出を求めており、「独立役員届出書」は、公衆の縦覧に供することとしています。届出の詳細については、「Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

なお、独立役員の確保の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書における記載事項にもなります。詳細は「第5編〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

※ 要件に合致する社外役員が複数名存在する場合

企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保です。要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。

なお、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合に、その全員が独立役員として届け出られていないときは、全ての社外役員について属性情報を独立役員届出書に記載する必要があります（詳細は「5. 社外役員に関する記載」を参照してください。）。

※ 独立役員を指定する際の手続

独立役員を指定する場合の決定方法は、取締役会決議に限らず、上場会社の任意で定めることができます。なお、独立役員の指定にあたっては、書面その他の方法により独立役員となることに関する本人の同意を得たうえで、「独立役員届出書」に記載された内容の確認等を行ってください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものととして、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがあります。実効性確保手段の適用の要否は、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うことになります。例えば、独立役員が急病等のやむを得ない事情により不在となった場合には、基本的には、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断とはならないと考えられます。

3. 独立性に関する判断について

（1）概要

「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であるか否かは上場会社において実質的に判断する必要がありますが、例えば、独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立役員の要件である「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」には該当しない可能性が高いと考えられます。

※ 東証は、下記（2）のとおり、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2において、典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を規定しています（以下、同項各号に定める事由を「独立性基準」といいます。）が、独立性基準に抵触しない場合であっても、上場会社における実質的な判断の結果「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合には、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。

（2）独立性基準について

東証は、「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を規定しており、独立性基準に抵触する場合には、独立役員として届け出ることができません。

既に独立役員に指定している者が事後的に独立性基準に抵触した場合には、直ちに独立役員届出書（その者について独立役員の指定を解除したもの）を再提出してください。

- ※ 独立性基準の抵触の有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。ただし、独立性基準に抵触しない場合であっても、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合は、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする場合、「独立性基準」に抵触しないことが想定されますが、その者が一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのかは、別個の検討が必要と考えられます。
- ※ コーポレートガバナンス・コードでは、「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定すべきである」（原則4-1-1）としています。策定した自社（グループ）の独立性判断基準を、独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書等において開示することが考えられます。

独立性基準の詳細は、以下のとおりです（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- ※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該上場会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、多額の借入れ等の取引の相手である金融機関などが考えられます。

したがって、取引金額が上場会社の売上高に占める割合や、借入金額が上場会社の総資産に占める割合などの実態を踏まえて、「主要な取引先」に該当するか否かを上場会社が判断することになります。その際、上場会社は、各社個別の事情等を踏まえて策定した自社（グループ）の独立性判断基準を独立役員届出書等において開示することが考えられます。

- ※ 「上場会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「上場会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、上場会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ なお、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように（例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように）、留意が必要です。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）。なお、その者の経歴如何によっては、属性情報の開示を要する「業務執行者であった者」には該当する可能性があるため留意が必要です。

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ニ又は同第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。
- ※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。
- ※ 金商法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「倫理規則」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して阻害要因が生ずる可能性があるとされている（「倫理規則」セクション410）ことを踏まえ、当該規則への該当状況等を参考にすることが考えられます。

D. 上場会社の主要株主又はその業務執行者

E. 上場会社が主要株主である者の業務執行者

- ※ 「主要株主」とは、金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。
- ※ 主要株主に該当しない場合でも、例えば、上場会社の役員候補者の指名等に関する契約を有する株主や、実態として継続的に取締役を派遣しているような株主及びその業務執行者等については、独立役員の要件に該当しない懸念があります。これらの者を独立役員に指定する場合は、独立性があると判断する理由について、独立役員届出書等で十分な説明を行ってください。

F. 最近においてAからEまでに掲げる者に該当していた者

- ※ 「最近においてAからEまでに掲げる者に該当していた」場合とは、実質的に現在、AからEまでに掲げる者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、AからEまでに掲げる者に該当していた場合等が含まれます。1年以上前にAからEまでに掲げる者に該当していた場合には、「最近において…該当していた」に該当しないことが通常と考えられます。

G. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者

- （A） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （B） 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
- （C） 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- ※ 「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。
- ※ 「兄弟会社」とは、上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

H. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- （A） Aから前Gまでに掲げる者
- （B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の子会社の業務執行者
- （D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

- (F) 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
- (G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- (H) 最近において前 (B) ～ (D) 又は上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ホ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、A、B、D又はEの業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

4. 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次の a から o までのいずれかに該当する場合は、該当状況及びそれぞれの概要を記載してください。

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者又は会計参与であった者
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- i. 過去に上場会社の主要株主の業務執行者であった者
- j. 過去に上場会社が主要株主である者の業務執行者であった者
- k. 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又は h. に該当する場合を除く。）
- l. 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の出身者
- m. 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の出身者
- n. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- o. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ a から j までに掲げる者（重要でない者を除く。）については、その近親者も同様の取扱いとしています。

【施行規則第415条第1項第6号】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。「独立性基準」と異なり、この a から o に該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりません。

なお、属性情報の記載は、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンス報告書においても必要となります。詳細は、「第5編〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照ください。

（１）属性情報の a. から j. について

① a. から j. の各項目への該当性の判断について

- ・ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「3.（2）独立性基準について」を参照してください。
- ・ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 過去の該当状況については、独立役員届出書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。

例えば、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。

- ・ a. 及び b. については、過去10年以内に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者は、会社法上の社外取締役又は社外監査役としての社外性が認められないため、独立役員として指定できません。したがって、属性情報の記載が必要となるのは、過去10年以前にそうした関係があった場合を想定しています。

また、c. から e. については、過去10年以内に業務執行者であった者（及びその近親者）、f. から j. については、最近において業務執行者であった者（及びその近親者）は、独立性基準（a. 及び b. については社外性要件）に抵触するため、独立役員として指定できません。

② a から j の個別の属性情報に関する記載上の注意点

- | |
|--|
| a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者 |
| b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） |
| c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者 |
| d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者又は会計参与であった者 |
| e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者 |

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、業務執行者であった時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。

- | |
|---|
| f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者 |
| g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者 |
| h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者 |

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 過去に業務執行者であった関係（又は所属していた関係）を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引先の会社名（又は団体名）、取引関係（又は金銭等の受領関係）の内容、規模、当該取引関係（又は金銭等の受領関係）が上場会社又は取引先（又は団体）に与える影響の大きさについての評価に加え、取引先の業務執行者であった（又は団体に所属していた）時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

- | |
|--------------------------------|
| i. 過去に上場会社の主要株主の業務執行者であった者 |
| j. 過去に上場会社が主要株主である者の業務執行者であった者 |

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 主要株主としての関係及び過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、当該主要株主の議決権保有比率、上場会社の経営に影響を与える事実関係（役員派遣等）の有無、主要株主の業務執行者であった関係の概要（主要株主における地位や業務内容等）等を記載することが考えられます。

（２）属性情報のk. からo. について

① k. からo. の各項目への該当性の判断について

- ・ 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行えば足りることとします。例えば、「出身者」にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。また、取引関係についても、候補者や所属先に照会の上、当該者からの申告等に基づき記載すればよいと考えられます。
- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間（当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とします。）において業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間において所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

② k. からo. の個別の属性情報に関する記載上の注意点

k. 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又はh. に該当する場合を除く。）
--

※ f. g. 又はh. に該当する取引先を除く、全ての取引先が記載の対象となります。

※ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係やその規模を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額（売上高が僅少といった抽象的な記載ではなく、例えば、「売上高が●●万円未満」、「全体の売上高の●%未満」など、取引関係の規模が把握できるような記載が必要です。）、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

- l. 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の出身者
m. 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の出身者

※ 政策保有関係については、通常は有価証券報告書の「株式の保有状況」で政策保有株式（純投資以外の目的で保有する特定投資株式及びみなし保有株式）として銘柄名が確認可能な範囲で確認すればよいと考えられます。

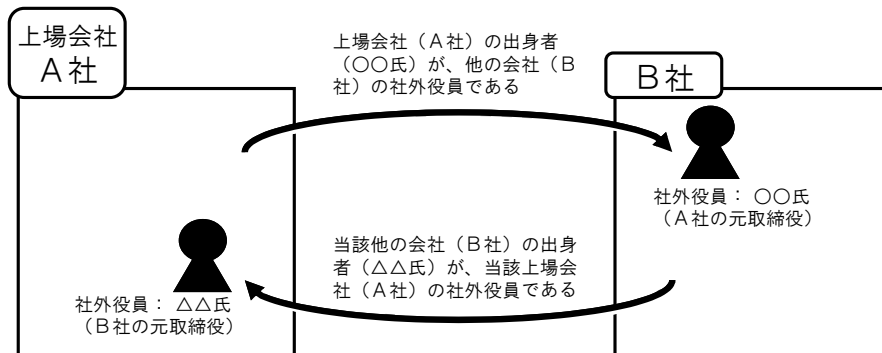
〔概要として記載する内容について〕

- 政策保有関係及び業務執行者としての関係を株主・投資家が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、政策保有関係にある者の会社名、政策保有関係の概要（株式数、保有目的など）、業務執行者であった時期、年数、当時の地位、退任後も関係が継続している場合にはその概要などを記載することが考えられます。

n. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

※ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の法人の社外役員である場合であって、当該他の法人の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます（下図参照）。

（該当する例）



〔概要として記載する内容について〕

- 社外役員の相互就任の関係を株主・投資家が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある法人名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある法人との関係、それぞれの前任者も同一法人の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。

o. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ 寄付金額の多寡にかかわらず、記載の対象となります。

〔概要として記載する内容について〕

- 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- 寄付金関係やその規模を株主・投資家が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

（参考）独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図（2026年7月改訂）

	上場会社・ 子会社の 業務執行者等	親会社・ 兄弟会社の 業務執行者等	主要株主の 業務執行者、 上場会社が主 要株主となっ ている者の業 務執行者等	主要な取引先 の業務執行者、 多額の金銭を 得ているコン サルタント等	主要でない取 引先、相互就 任先、寄付先 の業務執行者 等	政策保有して いる/されて いる者の業務 執行者	左記に 該当しない者
現在	×	×	独立性なし に追加		要開示	要開示 に追加	
過去 (最近)	×						
過去 (10年以内)	×	独立性なし					
過去 (10年以上)							開示不要

× …会社法上、社外性が否定
 赤色 …取引所の独立性基準上、独立性が否定
 黄色 …ガバナンス報告書等において、属性情報として、会社との関係の概要を開示することが必要

5. 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立性基準への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報の記載が必要です。全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付してください。具体的には、独立性基準及び属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となります。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性基準への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式においては、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」というチェックボックスを設けています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「役員の属性」の項目について記載を行う必要はありません。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たしており、残りの2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、独立性基準への該当状況や属性情報の記載を行う必要はありません。

6. 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

〔株主総会前における提出〕

○株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報の記載内容に変更がある場合（※1）には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上は、電子提供措置をとる株主総会資料の電子ファイルをTDnetを通じて当取引所に提出する（施行規則第420条第1項）際や、招集通知の株主への発送に先立ってTDnetを通じて当取引所に招集通知の電子ファイルを提出する場合（コーポレートガバナンス・コード 原則1－2解釈指針参照）はその際に、独立役員届出書も併せて提出することが考えられます。

〔期中における提出〕

○期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合（※2・※3）には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

※1 「再任」の場合でも、定時株主総会の前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。

※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です（これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です。）。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。

- ・独立役員を新たに指定する場合
- ・独立役員を指定解除する場合（社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含まれます。）

※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書の再提出は不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案（再任を含む。）が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映してください。

- ・属性情報の有無について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係が生じた場合や、取引関係がある先の業務執行者に就任した場合など。）
- ・属性情報の概要について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など。）
- ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準に該当することとなった場合

Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書のフォーマットは、以下のとおりです。

独立役員届出書																					
1. 基本情報																					
会社名											コード										
提出日											異動（予定）日										
独立役員届出書の提出理由																					
☐ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）																					
2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項																					
番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）																異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o			
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
3. 独立役員の属性・選任理由の説明																					
番号	該当状況についての説明（※4）										選任の理由（※5）										
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
4. 補足説明																					

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の専任執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非常任執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の専任執行者又は非常任執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
- e. 上場会社の兄弟会社の専任執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその専任執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその専任執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要持主又はその専任執行者
- j. 上場会社が主要持主である者の専任執行者
- k. 上場会社の取引先（a, e及びhのいずれにも該当しないもの）の専任執行者（本人のみ）
- l. 上場会社の株式を政解庫有株式として保有している者の専任執行者（本人のみ）
- m. 上場会社が株式を政解庫有株式として保有している者の専任執行者（本人のみ）
- n. 社外役員の相互兼任の関係にある先の専任執行者（本人のみ）
- o. 上場会社が寄附を行っている先の専任執行者（本人のみ）

以上のa～oの各項目の表記は、取引先の説明に規定する項目の文書を参照して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上選任できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上選任できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。

各項目の記載上の注意は以下のとおりです。

1. 基本情報

項 目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015 年 5 月 20 日に提出を行う場合には、「2015/5/20」と記入してください。
(4)異動（予定）日	・独立役員又は社外役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015 年 6 月 20 日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2015/6/20」と記入してください。
(5)独立役員届出書の提出理由	・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。 (例) ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である〇〇〇氏が、期中（●●年●月●日付）で社外取締役（社外監査役）を退任したことにともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。 ・独立役員である△△氏が新たに独立性基準に抵触することとなったため。
(6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス	・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(13)の記載は不要となります。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合においても、(7)氏名、(8)社外取締役／社外監査役の別及び(11)異動内容（異動がある場合）については、全員分、記載が必要です。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項 目	記載上の注意
(7)氏名	・全社外役員の氏名を記入してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。異動（予定）日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。 ・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。 ・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じて Excel ファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。
(8)社外取締役／社外	・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれ

項 目	記載上の注意
監査役（ドロップダウンリスト）	かを選択してください。
(9)独立役員（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。
(10) 役員の属性（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」のa. ～o. に掲げる属性に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、施行規則等に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・a. ～o. の解釈等については、「I. 3. (2) 独立性基準について」及び「I. 4. 属性情報の記載」を参照してください。 ・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」において該当している場合は「△」をドロップダウンリストから選択してください。 ・社外役員の「近親者」が上記各事由（k. ～o. を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」において該当している場合は「▲」をドロップダウンリストから選択してください。 ・該当する項目が複数ある場合は、そのすべてを選択してください。 ・ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「<u>現在の</u>親会社に<u>過去</u>勤務していたような場合」を指します。「<u>過去の</u>親会社に<u>現在</u>勤務している場合」や「<u>過去の</u>親会社に<u>過去</u>勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a. ～o. のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。
(11)異動内容（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、異動（予定）日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。 ・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。 ・異動（予定）日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かにかかわらず、「新任」を選択してください。 ・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。 ・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員ですので、異動（予定）日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(12) 本人の同意（ドロップダウンリスト）	・独立役員として届け出られる社外役員が、上場規程及び施行規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウ

項 目	記載上の注意
	ンリストから、「有」を選択してください。 ・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合（「指定解除」の場合）も、本欄の記載は不要です。

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

項 目	記載上の注意
(13) 該当状況についての説明	〔役員の属性の該当状況の説明〕 ・当該社外役員が「役員の属性」のa. ～o. のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「I. 4. 属性情報の記載」の説明等を参照してください。 (例) ・社外取締役の△△△△氏は、株式会社〇〇に□□□□年から□□□□年まで総務部長として勤務していました。当社は株式会社〇〇から当社製品の部品である△△△を継続的に購入しており、取引額は年間□□□百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）です。当該取引額は、株式会社〇〇の年間売上高の△△％に相当し（〇〇〇〇年〇〇月期実績）、当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社〇〇は当社を主要な取引先とする者に該当します。 ・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間〇〇〇百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）の取引が存在しています。 ・社外監査役の〇〇〇〇氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部〇〇学科に、研究支援目的で〇〇〇百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）の寄付を行っています。 ・「(7)氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。 ・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。
(14) 選任の理由	〔独立役員に指定する場合〕 ・当該社外役員を独立役員として指定する理由（独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠）を記載してください。コーポレート・ガバナンス報告書において記載が求められる独立役員の選任の理由欄において記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。 ・「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいて説明するなど、独立役員の指定理由の記載が必要です。 〔独立役員に指定しない場合〕 ・独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由としてコーポレート・ガバナンス

	ス報告書に記載する「選任の理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます。
--	--

4. 補足説明

項 目	記載上の注意
(15)補足説明	・ 自社の独立性判断基準を本欄に記載することも考えられます。・ 独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ・ その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。

2. 独立役員届出書の作成・提出及び公衆縦覧

① 独立役員届出書のダウンロード

独立役員届出書のフォーマットを、日本取引所グループウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>）に掲載しております。リンク先の「内国株式関係提出書類」の「提出書類フォーマット集」－「その他の提出書類」から「独立役員届出書」をダウンロードしてください。

② Excelファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excelファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。なお、調整の結果、1ページに収まらない場合は、2ページ以上とすることも可能です。
- ※2 独立役員届出書は、最終的にPDFファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDFファイル化した際にも表示されるように、Excelファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。

③ ExcelファイルのPDFファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書のExcelファイルを、お手持ちの変換ソフトでPDFファイルに変換してください。PDFファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたることとなっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

④ 独立役員届出書の提出

独立役員届出書のPDFファイルは、「TDnet オンライン登録サイト」において「縦覧書類を作成・提出する」から「独立役員届出書」を選択し、PDFファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

【 表 題 】	独立役員届出書
【 公 開 項 目 】	独立役員届出書
【 開示指定日時 】	平日の9時～17時

- ※1 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。（定款や株主総会招集通知など、現在TDnetで提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご注意ください）。
- ※2 書類を登録いただいた後、東証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ※3 TDnetに登録された独立役員届出書は、東証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社DBS等に公開されます。また、登録日の翌日の午前1時頃に日本取引所グループウェブサイト上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社詳細」において公開されます。